

防災力強化県民運動ロゴマーク使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、ひょうご安全の日推進県民会議（以下「県民会議」という。）が定める防災力強化県民運動ロゴマーク（別記1。以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用承認の申請等)

第2条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ防災力強化県民運動ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）を、ひょうご安全の日推進県民会議会長（以下「会長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 県民会議の構成団体又は兵庫県内の地方公共団体が使用するとき。
- (2) 兵庫県内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) 県民会議が広報の目的で使用を依頼したとき。
- (5) 前各号のほか、会長が適当と認めたとき。

(使用承認)

第3条 会長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークの使用を承認するものとする。

- (1) 県民会議の品位を傷つけ、又は県民運動の妨げになる恐れのあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき。
- (3) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与える恐れのあるとき。
- (4) 前各号のほか、会長が不適當と認めるとき。

2 前項の承認は、防災力強化県民運動ロゴマーク使用承認書（様式第1号）をもって行うものとする。

(使用料)

第4条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、会長の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用すること。
- (4) 承認に係る物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(承認内容の変更)

第6条 第3条の承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ防災力強化県民運動ロゴマーク使用変更承認申請書(様式第2号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、防災力強化県民運動ロゴマーク使用変更承認書(様式第2号)をもって行う。

3 前条の規定は、第1項の承認について準用する。

(承認の取消し)

第7条 会長は、第3条又は前条の承認を受けた者が、この規程又は承認の内容に違反していると認められるときは、当該承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取消しは、防災力強化県民運動ロゴマーク使用承認取消書(様式第3号)をもって行う。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、当該承認に係る物品等の使用、配布、提示及び販売等をしてはならない。

(責任の制限)

第8条 前条の規定により、承認を取り消した場合、承認を受けた者に損害が生じても、会長はその責めを負わない。

2 承認を受けた者が、ロゴマークの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、会長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(ひょうご安全の日推進事業の取扱い)

第9条 ひょうご安全の日推進事業(助成金)に係る事業を実施しようとする者は、別記2のロゴマークを使用することとし、助成金交付決定時に申請者に対して通知する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いについて必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019（平成31）年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和5年4月6日から施行する。

附 則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

防災力強化県民運動ロゴマーク

震災の教訓を
ともに未来に繋ぐ

忘れない
伝える
活かす
備える
繋ぐ



防災マスコット
はばタン

防災力強化県民運動

ひょうご安全の日推進事業(助成金)ロゴマーク

震災の教訓を
ともに未来に繋ぐ



忘れない
伝える
活かす
備える
繋ぐ

防災マスコット
はばタン

ひょうご安全の日推進事業

防災力強化県民運動ロゴマーク使用承認申請書

年 月 日

ひょうご安全の日推進県民会議会長 様

防災力強化県民運動ロゴマークを使用したいので、次のとおり申請します。

1 申請者	住所（所在地）	〒 ー		
	氏名（名称）	※法人の場合は代表者名を併記してください。		
	担当者名			
	電話番号		F A X 番号	
	Eメールアドレス			
2 使用目的				
3 使用方法				
4 使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日			
5 使用数量				
6 有償・無償の別	有償（売価 円（税込）） ・ 無償			

防災力強化県民運動ロゴマーク使用承認書

上記申請のとおり、防災力強化県民運動ロゴマークを使用することを認めます。
 なお、使用にあたっては、下記事項を遵守して下さい。

記

- 1 使用にあたっては、防災力強化県民運動ロゴマーク使用取扱規程を遵守すること。
- 2 申請内容に変更があった場合は速やかに変更承認申請を行うこと。
- 3 不正な使用が行われた場合は、申請者は直ちに使用を中止するとともに、物品等の回収・撤去等を行うこと。
- 4 ロゴマークを使用した物品等の使用状況が確認できるもの1点を承認書の写しとともに、県民会議会長に提出すること。

第 号
 年 月 日

ひょうご安全の日推進県民会議会長

防災力強化県民運動ロゴマーク使用変更承認申請書

年 月 日

ひょうご安全の日推進県民会議会長 様

防災力強化県民運動ロゴマークの使用にあたり、次のとおり変更したいので申請します。

1 申請者	住所（所在地）	〒 ー		
	氏名（名称）	※法人の場合は代表者名を併記してください。		
	担当者名			
	電話番号		F A X 番号	
	Eメールアドレス			
2 変更事項	<input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 使用目的 <input type="checkbox"/> 使用方法 <input type="checkbox"/> 使用期間 <input type="checkbox"/> 使用数量 <input type="checkbox"/> 有償・無償の別 <input type="checkbox"/> その他			
3 変更内容	変更前			
	変更後			

防災力強化県民運動ロゴマーク使用変更承認書

上記申請のとおり、防災力強化県民運動ロゴマークを使用することを認めます。
 なお、使用にあたっては、下記事項を遵守して下さい。

記

- 1 使用にあたっては、防災力強化県民運動ロゴマーク使用取扱規程を遵守すること。
- 2 申請内容に変更があった場合は速やかに変更承認申請を行うこと。
- 3 不正な使用が行われた場合は、申請者は直ちに使用を中止するとともに、物品等の回収・撤去等を行うこと。
- 4 ロゴマークを使用した物品等の使用状況が確認できるもの1点を承認書の写しとともに、県民会議会長に提出すること。

第 号
 年 月 日

ひょうご安全の日推進県民会議会長

防災力強化県民運動ロゴマーク使用承認取消書

第 年 月 日
第 号

様

ひょうご安全の日推進県民会議会長

年 月 日付けで承認した防災力強化県民運動ロゴマークの使用につきましては、下記の理由により、承認を取り消します。

記

理由	
----	--